

請願第5号

新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について 県民に十分な周知を行うように求める請願

1 趣 旨

新型コロナワクチン接種の任意性と健康被害救済制度の実績について県民に十分な周知を行うように求める。

2 理 由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類とされた。

新型コロナウイルスは変異を繰り返し感染した場合の重症化率は低くなっており、厚生労働省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和4年8月時点で季節性インフルエンザを下回っている。

その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。また、上気道からの感染の場合、感染の防御は粘膜免疫で行われ、ワクチンで生成された抗体による防御はあまり有効ではないともされる。

令和6年10月より、65才以上において新型コロナワクチンの定期接種が始まろうとしている。

新型コロナワクチンは予防接種健康被害救済制度において、令和6年8月23日現在で認定件数7,835件に上り、認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料が777件、全体として審査未了は1,604件に上る。

平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請状況においては令和3年末時点で認定件数191件、うち、死亡一時金または遺族年金等25件、障害年金27件、障害児養育年金0件と、3年余りでインフルエンザワクチンの健康被害を大きく上回っている。

令和6年7月31日時点での福井県内での新型コロナワクチンに関する同制度の状況は、通達件数が63件、認定件数46件、否認件数9件、保留・審議待ち8件となり、そのうちの死亡に関する通達件数が9件、認定件数が5件、否認件数が1件、保留・審議待ちが3件となっている。

ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染のリスクに対し新型コロナワクチンの安全性の担保が不十分である。

また、県民が感染症対策と予防接種について適切に判断を行うためには、感染症に対する多面的な情報、ワクチンの不都合な反応も含めた多面的な人体への影響、ワクチンの多面的な実証実験の結果について、福井県庁は県民に対し十分な情報提供を行うべきである。

以上により、県におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう請願する。

- 1 新型コロナワクチンの定期接種では接種の努力義務がない旨を周知すること。
- 2 新型コロナワクチンの定期接種に係る通知とともに、健康被害救済制度の実績を併せて県民に周知すること。
- 3 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が十分に理解できるよう情報提供を行うこと。

2 提出者

コロナワクチン専門調査会 代表 有場崇人

3 紹介議員

藤本一希

4 受理年月日

令和6年9月9日